

これはなんだ!?

自転車レーン



自転車専用

自転車専用通行帯 (自転車レーン)

自転車しか通行できません。
(法律で決められています。)

- ・青色で舗装され『自転車専用』と道路に標示します。
- ・自転車はこのレーンを通行しなければなりません。(やむを得ない場合を除きます。)
- ・自動車、バイク、原動機付自転車は通行できません。



車道混在型

自転車と自動車が共存する通行帯です。

- ・道路利用者に自転車の走行位置を周知するため明示します。
- ・青い矢羽根(やばね)型・自転車の絵(ピクトグラム)があります。
- ・自動車、バイク、原動機付自転車も通行できます。



自転車、クルマ、歩行者がお互い安全に利用するために

🚲 自転車をご利用のみなさんへ 🚲

- ・自転車は、車道を通行します。
- ・車道の左側を通行します。(逆走は禁止です。)
- ・一列で通行します。(並走は禁止です。)

※次の場合は歩道を通行できます。

- ・自転車の運転者が、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人の場合 等
- その場合も、歩道は「歩行者優先」です。
自転車は、車道寄りをゆっくり通行しましょう。

🚗 クルマをご利用のみなさんへ 🚗

- ・車道は、自転車とゆずりあって走りましょう。
- ・自転車を追い越すときは、自転車との間隔に余裕をもちましょう。
- ・自転車レーンへの長時間の駐車・停車はご遠慮ください。

🚶 歩行者のみなさんへ 🚶

- ・歩きながらの携帯電話やスマートフォンの利用は、周りへの注意力が失われ、とても危険です。安全な場所で立ち止まり、操作しましょう。



自転車の交通ルール
詳細はこちら
(警視庁ホームページ)

三木市は、令和3年3月に三木市自転車活用推進計画を策定し、快適な通行環境づくりを進めています。

お問い合わせ先

三木市

都市整備部 道路河川課
市民生活部 生活環境課

TEL:0794-82-2000(代表)